

第4節 障 害 補 償

第1 障害補償の内容

障害補償は、障害による労働能力の喪失や減少に対する損失の補填を目的としており、職員が公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病が治ったとき、障害が残っている場合に、その障害の程度に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金として支給されます。

障害補償年金は、その障害の程度が規則別表第3に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する場合に支給され、障害補償一時金は、その障害の程度が規則別表第3に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する場合に支給されます（法第29条第1項）。

ここでいう「労働能力」とは、一般的な平均的労働能力の意味であり、被災職員の年令、職種、利き腕、知識経験等の要素によって障害の程度の評価が変わることはありません。

1 支給要件

(1) 負傷又は疾病が治っていること

「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状の固定）に達したときをいい、同一の事故により、2以上の負傷又は疾病があるときは、その全部が治ったときをもって「治ったとき」とします。

(2) 規則別表第3に定める程度の障害が存すること

障害補償の支給対象となる障害は、規則別表第3において、第1級から第14級に分けて掲げられている141種類の障害又はこれらと同程度の障害と認められるものに限られます（P. 327～330参照）。

2 支給額

(1) 通常の場合

第3―5表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます（法第29条第1項）。

なお、障害補償年金の額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます（法第39条の2）。

同一の事故により系列（「障害等級の決定について」の第1の1の(3)に掲げる障害系列表。第3―3表のとおり。）を異にする障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級により又は最も重い障害に応ずる等級を1級～3級繰り上げた等級により、障害等級を決定することとなります（これを「併合」という。）。具体的には第3―4表のとおり行います（法第29条第5項、第6項）。規則別表第3に列挙しているもの以外の障害（いずれの系列にも属しない障害又は属する系列はあるが、該当する等級のない障害）については、その障害の程度に応じて規則別表第3に定めている障害に準じて障害等級を決定することとなります（これを「準用」という。）（規則第26条の5第2項）。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のあった者（当該障害の生じた事由を問わない）が、公務災害又は通勤災害により、

同一部位について障害の程度を加重した場合における新たな障害に係る支給額は、加重後の障害の該当する障害等級による支給額から、既にあった障害の該当する障害等級による支給額(既支給額ではない)を差し引いて算定します(法第29条第8項)。

なお、加重後の障害補償が年金で、加重前の障害補償が一時金である場合には、当該年金の額から一時金の25分の1相当額を差し引いた額が新たな障害に係る年金の額とされます(規則第27条第1項第1号)。

第3—3表 障 害 系 列 表

部 位		器 質 的 障 害		機 能 的 障 害		系列区分
眼	眼 (両球眼)			視 力 障 害		1
				調節機能障害		2
			運動野障害		3	
			視 野 障 害		4	
	まぶた	右	欠 損 障 害	運 動 障 害		5
		左	欠 損 障 害	運 動 障 害		6
耳	内 耳 等 (両 耳)			聴 力 障 害		7
	耳かく (耳介)	右	欠 損 障 害			8
		左	欠 損 障 害			9
鼻			欠 損 及 び	機 能 障 害		10
口				そしゃく及び言語機能障害		11
			歯 牙 障 害			12
神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神			神 經 系 統 の 機 能	又 は 精 神 の 障 害		13
頭 部 、 顔 面 、 頸 部			醜 状 障 害			14
胸腹部臓器 (外生殖器を含む。)			胸 腹 部 臓 器	の 障 害		15
体幹	せ き 柱		変 形 障 害	運 動 障 害		16
	そ の 他 の 体 幹 骨		変 形 障 害 〔鎖骨、胸骨、ろつ骨、 肩こう骨又は骨盤骨〕			17
上肢	上 肢	右	欠 損 障 害	機 能 障 害		18
			変 形 障 害 (上腕骨又は前腕骨)			19
			醜 状 障 害			20
		左	欠 損 障 害	機 能 障 害		21
			変 形 障 害 (上腕骨又は前腕骨)			22
			醜 状 障 害			23
	手 指	右	欠 損 障 害	機 能 障 害		24
		左	欠 損 障 害	機 能 障 害		25
下肢	下 肢	右	欠 損 障 害	機 能 障 害		26
			変 形 障 害 (大腿骨又は下腿骨)			27
			短 縮 障 害			28
			醜 状 障 害			29
		左	欠 損 障 害	機 能 障 害		30
			変 形 障 害 (大腿骨又は下腿骨)			31
			短 縮 障 害			32
			醜 状 障 害			33
	足 指	右	欠 損 障 害	機 能 障 害		34
		左	欠 損 障 害	機 能 障 害		35

第3—4表 併合等級

障 害 の 程 度	併合による等級
第14級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級に応ずる等級
第13級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の1級上位の等級
第8級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の2級上位の等級
第5級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の3級上位の等級

また、同一部位の加重障害ではないが、両上肢、両下肢のような左右一对の器官（相対性器管を除く。）の一方に既に障害のあった者が、新たな災害により他の一方に障害を残した結果、現存する障害が規則別表第3において、左右の組合せで1の障害として定められているもの（組合せ等級）に該当するに至った場合には、新たな障害に係る障害補償の額の算定は、加重障害に準じて行うこととされています。

第3—5表 障 害 補 償 等

区分	障害 等級	障 害 補 償	障害特別支給金 (一時金)	障害特別援護金 (一時金)		障害特別給付金
				公務災害	通勤災害	
障害補償 年金	第 1 級	平均給与額×313 日	342 万円	1, 540 万円	915 万円	障害補償の額に$\frac{20}{100}$ を乗じて得た金額 (上限額 =150 万円×$\frac{A}{365}$ A＝障害等級に応 ずる障害補償 の欄の乗数
	第 2 級	平均給与額×277 日	320 万円	1, 500 万円	885 万円	
	第 3 級	平均給与額×245 日	300 万円	1, 460 万円	855 万円	
	第 4 級	平均給与額×213 日	264 万円	875 万円	520 万円	
	第 5 級	平均給与額×184 日	225 万円	745 万円	445 万円	
	第 6 級	平均給与額×156 日	192 万円	615 万円	375 万円	
	第 7 級	平均給与額×131 日	159 万円	485 万円	300 万円	
障害補償 一時金	第 8 級	平均給与額×503 日	65 万円	320 万円	190 万円	
	第 9 級	平均給与額×391 日	50 万円	250 万円	155 万円	
	第10 級	平均給与額×302 日	39 万円	195 万円	125 万円	
	第11 級	平均給与額×223 日	29 万円	145 万円	95 万円	
	第12 級	平均給与額×156 日	20 万円	105 万円	75 万円	
	第13 級	平均給与額×101 日	14 万円	75 万円	55 万円	
	第14 級	平均給与額× 56 日	8 万円	45 万円	40 万円	
備 考		昭和 49 年 11 月 1 日 改正	昭和 55 年 11 月 1 日 改正	平成 17 年 4 月 1 日 改正	平成 28 年 4 月 1 日 改正	昭和 52 年 4 月 1 日 から適用 (上限額については 昭和 56 年 5 月 1 日 改正)

(3) 障害等級に変更があった場合

障害補償年金を受けている者の障害の程度が、自然的経過によって増悪し又は軽減した場合には、障害の程度に変更のあった後の障害が障害等級第1級から第7級までに該当するときは、障害補償年金の額を変更のあった翌月の分から変更後の障害に対応する年金の額に改定することとなります。また、変更後の障害が障害等級第8級から第14級までに該当するときは、変更のあ

った月分をもって年金の支給を打ち切り、該当する障害等級に定められている日数分の障害補償一時金が支給されます。なお、この障害補償一時金が支給される場合の補償事由発生日は「障害の程度に変更があった日」となりますので、当該変更があった時点における平均給与額の再算定（規則第3条第3項及び第4項の比較計算）が必要となります（法第29条第9項）。

3 他の法令による給付との調整

ア 同一の事由によって障害補償年金と厚生年金保険法等、他の法令の規定による給付が併給される場合の障害補償年金の額は、端数処理を行わない所定の障害補償年金の額に他の法令の規定により併給される年金の種類に応じ、第3－6表に掲げる率を乗じて得た額を端数処理した額に調整されます。

イ ただし、調整した後の障害補償年金の額が調整前の障害補償年金の額から他の法令の規定による年金たる給付の額を控除した額を下回る場合は、その控除した後の額が障害補償年金として支給されます（法附則第8条、令附則第3条）。

第3－6表 他の法令による給付との調整率

併給される公的年金	調整率	調整率(特殊公務災害時)		
		1級	2級	3～7級
厚生年金保険法による障害厚生年金及び国民年金法による障害基礎年金	0.73	0.81	0.81	0.82
障害厚生年金（当該補償の事由となった死亡について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83	0.88	0.88	0.89
障害基礎年金（当該補償の事由となった死亡について障害厚生年金又は平成24年一元化法改正前地方公務員等共済組合法・平成24年一元化法改正前国家公務員共済組合法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88	0.91	0.92	0.92
旧国民年金法による障害年金	0.89	0.92	0.92	0.93

※平成27年9月30日以前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る障害補償年金については従前の例によります。

4 支給期間等

障害補償年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月分から始め、受給権が消滅した月の分で終わります（法第40条第1項）。

また、支払は、毎年4月、6月、8月、10月、12月及び2月の6期に、それぞれの前月分までがまとめて支払われることになっていますが、受給権が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払われます（法第40条第3項）。

第2 障害補償に伴う福祉事業

1 障害特別支給金

(1) 通常の場合

障害特別支給金は、障害補償の受給権者に対し、第3—5表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます（業務規程第29条の6）。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務又は通勤による負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の障害等級に応ずる額から加重前の障害等級に応ずる額を差し引いた額が支給されます。ただし、新たな障害のみに対して障害補償が行われたときは、当該障害等級に応ずる上記(1)の額が支給されます。

また、再発傷病が治った場合において、再発等級が初発等級より上位の等級に該当するときは、再発等級に応ずる上記(1)の額から初発等級に応ずる上記(1)の額を差し引いた額が支給されます。

(3) 傷病特別支給金との調整

障害補償を受けることとなった者が、既に傷病特別支給金の支給を受けた場合においては、当該障害補償に係る障害等級に応ずる額が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級に応ずる額を超えるとときにあつては、障害特別支給金として、当該超える額に相当する額が支給され、当該障害補償に係る障害等級に応ずる額が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級に応ずる額以下のときにあつては、障害特別支給金は支給されません（業務規程第29条の6第3項）。

2 障害特別援護金

(1) 通常の場合

障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、第3—5表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます（業務規程第29条の8第1項、第2項）。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給されます（業務規程第29条の8第3項）。

ア 公務上の災害に係る障害補償の受給権者

加重後の障害等級に応ずる第3—5表の「公務災害」の欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる第3—5表の「公務災害」の欄に掲げる額を差し引いた額

イ 通勤による災害に係る障害補償の受給者

加重後の障害等級に応ずる第3—5表の「通勤災害」の欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる第3—5表の「通勤災害」の欄に掲げる額を差し引いた額

(3) 新たな障害のみの場合

上記(2)にかかわらず、新たな障害のみに対して障害補償が行われた場合は、当該障害等級に応ずる上記(1)に掲げる額が支給されます。

3 障害特別給付金

(1) 通常の場合

障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対しては年金、障害補償一時金の受給権者に対しては一時金として、それぞれに当該障害補償年金又は障害補償一時金の額に 100 分の 20（令第 1 条職員にあっては、100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める率とする。）を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は、第 3—5 表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされています（業務規程第 29 条の 11）。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって、同一部位について障害の程度を加重したときは、次に掲げる場合の区分に応じ、加重後の障害等級に応ずる上記(1)による額から、次に掲げる額を差し引いた額が支給されます。ただし、新たな障害のみに対して障害補償が行われたときは、当該障害等級に応ずる上記(1)による額が支給されます。

ア 加重後の障害の程度が、第 7 級以上の障害等級に該当する場合

加重前の障害の程度が第 7 級以上の障害等級に該当するものであるときは、その障害等級に応ずる上記(1)による額、加重前の障害の程度が第 8 級以下の障害等級に該当するものであるときは、その障害等級に応ずる上記(1)による額を 25 で除して得た額

イ 加重後の障害の程度が、第 8 級以下の障害等級に該当する場合

加重前の障害等級に応ずる上記(1)による額

(3) 再発傷病の場合

再発傷病が治った場合において、初発傷病に関し、既に障害補償を行っている場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給されます。

ア 初発傷病に関し、既に障害補償年金を支給している場合

再発等級に応ずる上記(1)による額

イ 初発傷病に関し、既に障害補償一時金を支給しており、かつ、再発等級が初発等級より上位の障害等級に該当する場合

再発等級に応ずる上記(1)による額から、それぞれ次に掲げる額を差し引いた額

(ア) 再発等級が、第 7 級以上の障害等級に該当するときは、初発等級に応ずる上記(1)による額を 25 で除して得た額

(イ) 再発等級が、第 8 級以下の障害等級に該当するときは、初発等級に応ずる上記(1)による額

第 3 障害補償等の請求（申請）手続

職員は傷病について治ゆ（症状固定）といわれた場合で、残存障害が公務災害補償制度上の障害に該当する見込みがある場合、任命権者を經由して、支部長に対し、障害補償の請求を行います。

なお、請求に際しては、「障害補償請求書（様式第 9 号又は第 11 号）」、医師による基金所定の「後遺障害診断書」又は「残存障害診断書」、本人による「障害等級認定補足調査」及び下記の障害に必要とされる資料を添付します。障害等級が第 7 級以上と見込まれ、「障害補償年金請求書（様式第 9 号）」

にて請求する場合は個人番号を記入する必要があります。

さらに、特に必要な場合には（原則として請求書提出後基金から指示があります。）レントゲン写真、CT、MRI、日常生活状況申立書等の障害等級決定に必要な書類を添えなければなりません（業務規程第13条第3項）。

後遺障害の種類	後遺障害診断書等に添付する資料 (形状・大きさが分かるもの)
欠損障害	写真
醜状障害	カラー写真
変形障害	写真

また、神経系統の機能又は精神の障害（系列区分13）に係る請求の場合、所定の医学的資料及び医療機関の意見書等が必要です（平成16年3月12日地基補第54号）

基金は、障害補償の決定に当たり、必要がある場合は検診医に検診を依頼することとしています。

第4 受給権者の報告等

障害補償年金を受けている者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、「障害の現状報告書（障害補償年金）（様式第40号）」を任命権者を經由して基金に提出しなければなりません。（規則第36条、業務規程第25条）

また、氏名、住所、個人番号を変更した場合には、遅滞なく、その旨を書面で任命権者を經由して基金に届け出なければなりません。障害の程度に変更があった場合には「障害補償変更請求書（様式第13号）」に障害の程度に変更のあったことを証明し得る医師の診断書その他の資料を添付して提出しなければなりません（規則第37条、業務規程第14条）。

第5 障害補償年金前払一時金

1 通常の場合

傷病が治って障害が残った被災職員については、一定のまとまった補償を行うことにより社会復帰の促進を図る必要があること、民事損害賠償や自賠責保険が一時金で行われていることとの均衡等を考慮して、当分の間、障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることのできる年金の一部を障害補償年金前払一時金として前払いすることとされています（法附則第5条の3）。

第3—7表 障害補償年金前払一時金の限度額

障害の等級	額
第1級	平均給与額×1,340
第2級	平均給与額×1,190
第3級	平均給与額×1,050
第4級	平均給与額×920
第5級	平均給与額×790
第6級	平均給与額×670
第7級	平均給与額×560

前払一時金の額は、第3—7表に掲げる額を限度として総務省令で定められる額です。

なお、前払一時金が支給される場合には、障害補償年金は次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給が停止されます（規則附則第4条の4）。

ア 前払一時金を支給した月後の最初の法第40条第3項に規定する支払期月から1年経過した月

(イにおいて「1年経過月」という。)前の各月に支給すべき障害補償年金の額の合計額(年金の支払があった後に申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月以前の期間に係る障害補償年金の額を除く。)

イ 1年経過月以降各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5にその経過した年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合計額

2 障害の程度に変更のあった場合

障害の程度に変更のあった(法第29条第9項の規定の適用を受けた)障害補償年金の受給権者が、障害補償年金前払一時金の支給に係る申出を行った場合における当該障害補償年金前払一時金の限度額は、新たに該当するに至った障害等級に応じたものとします。

3 免責された額がある場合

規則附則第4条の3第1項の当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の合計額には、当該障害補償年金について第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これを含むものです。

4 再発傷病の場合

再発傷病に係る障害補償年金前払一時金の取扱いについては、次によるものとされています。

(1) 初発傷病に関して一時金の支給を受けていない場合

再発傷病に関して障害補償年金を受ける権利を有する者は、初発傷病に関し障害補償年金前払一時金の支給を受けていない場合に限り、規則附則第4条の2の規定による申出を行うことができます。

(2) 初発傷病に関して一時金の支給を受けている場合

初発傷病に関して障害補償一時金を支給された者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが、障害補償年金前払一時金の支給に係る申出を行った場合においては、その者が選択すべき障害補償年金前払一時金の額は、再発傷病が治った時における障害等級に応じ、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を当該障害等級に応ずる法第29条第3項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額又はその額の範囲内のものとされています。

第6 障害補償年金差額一時金等

1 障害補償年金差額一時金

(1) 通常の場合

障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、障害補償年金前払一時金を選択した場合及び同様の制度が存する遺族補償年金との均衡を図る必要があること等を考慮して、当分の間、既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額が第3—8表(以下「障害補償年金差額一時金の限度額」という。)に掲げる額に満たないときは、その遺族に対し、その請求に基づき、補償としてその差額に相当する額が障害補償年金差額一時金として支給されます(法

附則第5条の2)。

なお、上記の「既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額」には、未支給の補償又は第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これらを含むものとされています。

(2) 受給できる遺族

障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者です。

ア 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ アに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

受給権者となる順序はア、イの順序により、ア及びイのうちにあつてはそれぞれ掲げた順序（父母については、養父母は実父母より先順位とする。）となります。

なお、アの「その者と生計を同じくしていた」とは、障害補償年金の受給権者と一つの生計単位を構成していたことをいい、必ずしも当該受給権者との間に同居又は生計維持関係の事実があることを要しないものです。一般的には、当該同居又は生計維持関係の事実がある場合は、別個の生計単位を構成していることが明らかでない限り、「その者と生計を同じくしていた」として取り扱っています。

(3) 障害加重の限度額

障害加重の限度額は、加重前の障害の程度が、第7級以上の障害等級に該当する場合、加重後の障害等級に応じ、第3—8表に掲げる額から、加重前の障害等級に応じ第3—8表に掲げる額を差し引いた額とされています。

加重前の障害の程度が、第8級以下の障害等級に該当する場合は、加重後の障害等級に応じ、第3—8表に掲げる額に、障害の程度を加重した場合に支給される障害補償年金額を、加重後の障害等級に応ずる第3—5表の障害補償年金額で除して得た数を乗じて得た額とされています。

第3—8表 障害補償年金差額一時金の限度額

障害の等級	額
第 1 級	平均給与額×1,340
第 2 級	平均給与額×1,190
第 3 級	平均給与額×1,050
第 4 級	平均給与額× 920
第 5 級	平均給与額× 790
第 6 級	平均給与額× 670
第 7 級	平均給与額× 560

(4) 再発傷病の場合

再発傷病に係る障害補償年金に関する障害補償年金差額一時金については、次によるものとされています。

ア 障害補償年金を受ける権利を有した者

初発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有していた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合においては、障害補償年金差額一時金の限度額は再発傷病が治った時における再発等級に応じたものとし、当該限度額から差し引くべき障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額には、初発傷病に関し支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額が含まれます。

イ 障害補償一時金を支給された者

初発傷病に関し障害補償一時金を支給された者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権

利を有するものが死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、再発等級に応じ、第3—8表に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を再発等級に応ずる法第29条第1項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額に満たないときは、その差額に相当する額を支給するものとされています。

(5) 未支給の補償がある場合

障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡し、当該障害補償年金に係る未支給の補償がある場合における当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金の支給決定は、当該障害補償年金に係る未支給の補償に関する支給決定の後に行うものとされています。

2 障害差額特別給付金

(1) 支給要件

障害差額特別給付金は、次に掲げる者に支給されるものです（業務規程第29の14第1項、第2項）

ア 障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなった遺族

イ 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者にその障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなる遺族

(2) 支給額

障害差額特別給付金の支給額は、上記(1)のア及びイの区分に応じそれぞれ次のア及びイに掲げる額です（業務規程第29条の14第3項）。

ア 障害補償年金差額一時金に係る障害等級に応じ、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金が特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額、船員である職員に係るものである場合は船員の特例として上積みした後の額（以下「障害差額特別給付金限度額」という。）に100分の20を乗じて得た額（ただし、その額は150万円に障害等級に応じ法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えない額とする。）から、既に支給された障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額

イ 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして上記アの例により計算して得られる額

(3) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の傷病又は通勤による傷病によって同一部位について障害の程度を加重した場合の障害差額特別給付金の支給額は上記(2)にかかわらず、次のア又はイの場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額に100分の20を乗じて得た額（ただし、その額は150万円にア又はイに掲げる額（特殊公務災害に係るものである場合は、特殊公務災害として割増す前の額）を平均給与額で除して得た数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。）から、既に支給された障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額です（業務規程第29条の14第4項）。

ア 加重前の障害等級が第7級以上の場合

加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額から加重前の障害等級に応ずる障害差

額特別給付金限度額を差し引いた額

イ 加重前の障害等級が第8級以下の場合

加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額に当該障害加重に係る障害補償年金の額を加重後の障害等級に応ずる障害補償年金の額（当該障害補償年金が特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額）で除して得た数を乗じて得た額

(4) 再発傷病の場合

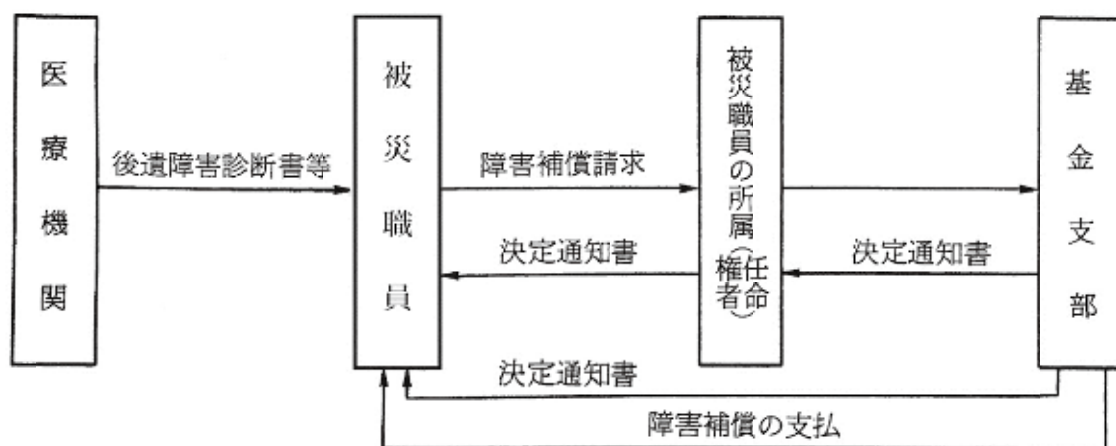
ア 障害補償年金を受ける権利を有した者

初発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有していた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合においては、上記(2)のアの既に支給された障害特別給付金の額の合計額には、初発傷病に関し支給された年金たる障害特別給付金の額が含まれるものです。

イ 障害補償一時金を支給された者

初発傷病に関し障害補償一時金を受けた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合における障害差額特別給付金の額は、再発等級に応じ、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を再発等級に応ずる法第29条第1項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額（以下「再発傷病に係る障害補償年金差額一時金の限度額」という。）に100分の20（令第1条に規定する職員にあっては理事長の定める率）を乗じて得た額（その額が、150万円に、再発傷病に係る障害補償年金差額一時金の限度額を平均給与額で除して得た数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該得られた額）から、既に支給された当該障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額です。

◇障害補償の請求から支給まで◇



※ 決定通知の送付方法には被災職員へ直送の場合と、任命権者経由の場合とがあります。

障害補償年金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1 号紙

認定 番号	0000 - 0000
----------	-------------

地方公務員災害補償基金東京都支部長...殿 下記の障害補償年金（障害特別支給金） 障害特別援護金 障害特別給付金 を請求（申請）します。		請求（申請）年月日 平成29 年 4 月 15 日
請求（申請）者 の 住 所 ○○県○○市○○町1-2-3 ふりがな どう きょう いち ろう 氏 名 東 京 一 郎 		個 人 番 号
1 被災職員に関する事項	所属団体名 東 京 都	所属部局名 ○○局○○部
	氏 名 東 京 一 郎 昭和 37 年 10 月 10 日生 (54 歳)	職 名 ☒ 常 勤 主 事 ☐ 令第 1 条職員
	負 傷 又 は 発病の年月日 平成26 年 1 月 1 日	治癒年月日 平成 29 年 1 月 5 日
2 障害の部位及びその程度 脊髄損傷による両下肢麻痺、歩行障害		
3 既存障害とその程度 な し		
4 障 害 等 級	第 1 級 3 号	
5 障害補償年金請求金額	(平均給与額) (日数) → 15,911 円 × 313 = 4,980,143 円	
6 他法令年金の受給関係	☒ 障害厚生年金の被保険者であった。 ☐ 被保険者ではなかった。	
7 障害特別支給金 申請金額等 障害特別援護金	障害特別支給金 3,420,000 円 傷病特別支給金 ☐ 有 障害特別援護金 15,400,000 円 の受給の有無 ☒ 無	
8 障害特別給付金申請金額の 計算	(平均給与額) (日数) (A) 15,911 円 × 313 × $\frac{20}{100}$ = 996,028 円	
	(日数) (B) 1,500,000 円 × $\frac{313}{365}$ = 1,286,301 円	
9 障害特別給付金申請金額	996,028 円	

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

銀行に届けている口座名義を
正確に記入

10 送金希望の場合	振 込 み	振込先金融機関名	○○銀行○○支店	* 年 金 決 定 年 額	法第 30 条の制限 ☐ 有 ☐ 無	
		☒ 普通預金 ☐ 当座預金		* 特別支給金決定金額		
		口座番号	1234567	* 特別援護金決定金額		
		預金名義者	東 京 一 郎	* 特別給付金決定年額		
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行 支店	* 通 知	平成 年 月 日	
	そ の 他			* 年金証書の番号	第 号	
	* 受 理	平成 年 月 日	* 年 金 特別給付金 支給開始年月	平成 年 月		
* 障 害 等 級	第 級 号	* 特別支給金特別援護金 の 支 払	平成 年 月 日			

〔注意事項〕裏面参照。

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	東京 一郎 昭和37 年10 月10 日生	補償の種類	障害補償年金
-------------------	--------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	25年10月1日から 25年10月31日まで	25年11月1日から 25年11月30日まで	25年12月1日から 25年12月31日まで	計	備考	
総日数	31日	30日	31日	92日	行(一)3-81	
勤務した日数	23日	23日	22日	68日		
控除日数	0日	0日	0日	0日		
給 与	給料	384,000円	384,000円	384,000円		1,152,000円
	扶養手当	13,500円	13,500円	13,500円		40,500円
	地域手当	67,575円	67,575円	67,575円		202,725円
	住居手当	9,000円	9,000円	9,000円		27,000円
	通勤手当	5,000円	5,000円	5,000円		15,000円
	時間外勤務手当	8,000円	10,000円	6,000円		24,000円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	487,075円	489,075円	485,075円	1,461,225円		
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円×5÷365＝ 円 銭 (ロ)			
(給与総額) (総日数) 1,461,225円 ÷ 92 = 15,882円88銭 (イ)			(イ) + (ロ) = 15,882円88銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 24,000円 ÷ 68 × $\frac{60}{100}$ = 211円76銭 (ハ) (その他の給与の総額) (総日数) 1,437,225円 ÷ 92 = 15,622円01銭 (ニ) ----- (ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,833円77銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) 〔 $\frac{\text{×5}}{365}$ + 〕 ÷ = 円 銭 (ホ) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ) ----- (ホ) + (ヘ) = 円 銭 (下) (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (下) 〔 $\frac{\text{×5}}{365}$ × 〕 + - 円 銭 = 円 銭 (総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算) 〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く) 円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ) (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ) 〔 $\frac{\text{×5}}{365}$ × 〕 + - 円 銭 = 円 銭 (リ) (総日数) (控除日数) 日 - 日 ----- (チ) + (リ) = 円 銭						

〔注意事項〕別紙参照。

災害発生日の翌々年度以降に治癒した場合に記載する。

負傷又は疾病が治った日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円 ÷	=	円 銭
①災害発生日(平成26年1月1日)における 基本的給与の月額 行(ー) 職給料表 3 級 81 号給	②補償事由発生日(平成29年1月5日)にお ける基本的給与の月額 行(ー) 職給料表 3 級 93 号給	
給 料 384,000 円	給 料 391,000 円	
扶 養 手 当 13,500 円	扶 養 手 当 13,500 円	
地 域 手 当 67,575 円	地 域 手 当 72,810 円	
特勤手当又はへき地勤務手当	特勤手当又はへき地勤務手当	
計 465,075 円	計 477,310 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 477,310 円 ÷ 30 = 15,910 円 33 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 465,075 円 ÷ 30 = 15,502 円 50 銭(ヌ) (ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 15,882 円 88 銭(ル) (ル) (総務大臣が定める率) 15,882 円 88 銭 × 1.01 = 16,040 円 82 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ) (ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ワ) (ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
	(J) (H)(I)以外の金額 円 銭	
	(K) 規則第3条第7項による金額 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 53 歳 昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 ☐ 有 ☒ 無		
2 平均給与額 16,041 円 (G) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 〇 月 〇 日		
所在地 新宿区西新宿2-8-1 所属部局の { 名称 〇〇局〇〇部 長 所属 長		

補償事由発生日の属する年度の4月1日現在の年齢



記載例 28 障害補償一時金請求書

様式第 11 号

障害補償一時金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1 号紙

認定 番号	0000-0000
----------	-----------

地方公務員災害補償基金東京都支部長...殿 下記の障害補償一時金（障害特別支給金）を 障害特別援護金 障害特別給付金 請求（申請）します。		請求（申請）年月日 平成 29 年 7 月 12 日 請求（申請）者の住所 ○○県○○市○○町 1-2 ふりがな しんじゅくじろう 新宿 次郎 氏 名	
1 被災職員に関する事項	所属団体名 東京都	所属部局名 ○○局○○部	
	氏 名 新宿 次郎 昭和 35 年 2 月 1 日生（57 歳）	職 名 ☒ 常 勤 主 事 ☐ 令第 1 条職員	
	負傷又は発病の年月日 平成 28 年 7 月 5 日	治癒年月日 平成 28 年 12 月 16 日	
2 障害の部位及びその程度 右眼の失明			
3 既存障害とその程度 なし			
4 障害等級 第 8 級 1 号			
5 障害補償一時金請求金額		〔船員の場合〕 (平均給与額) (日数(ア)) (平均給与額) (日数(イ)) 15,828 円 × 503 + (円 ×) = 7,961,484 円	
6 障害特別支給金 申請金額等 障害特別援護金		障害特別支給金 650,000 円 ; 傷病特別支給金 ☐ 有 障害特別援護金 3,200,000 円 ; の受給の有無 ☒ 無	
7 障害特別給付金申請金額 の計算		〔船員の場合〕 (平均給与額) (日数(ア)) (平均給与額) (日数(イ)) (A) { 15,828 円 × 503 + (円 ×) } × $\frac{20}{100}$ = 1,592,296 円 (日数(ア)) (B) 1,500,000 円 × $\frac{503}{365}$ = 2,067,123 円	
8 障害特別給付金申請金額		1,592,296 円	
9 送金希望の場合	振込先金融機関名	○○銀行○○支店	一時金 法第 30 条の制限 ☐ 有 ☐ 無 円 特別支給金 円 特別援護金 円 特別給付金 円 合計 円
	☒ 普通預金 ☐ 当座預金		
	口座番号	1234567	
	預金名義者	新宿 次郎	
	送金小切手	受取先金融機関名 銀行 支店	
その他			
* 受理 平成 年 月 日		* 通知 平成 年 月 日	
* 障害等級 第 級 号		* 支払 平成 年 月 日	

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

銀行に届けている口座名義を
正確に記入

〔注意事項〕

- 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 令第 1 条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。（P. 2～3 参照）
- 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 「5 障害補償一時金請求金額」の欄の「(日数(ア))」の項には、障害等級に応ずる法第 29 条第 4 項に掲げる日数を、「(日数(イ))」の項には、障害等級に応ずる令第 7 条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
- 「6 障害特別支給金 申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
- 「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「(日数(ア))」の項及び「(日数(イ))」の項には、3 の例により記入すること。なお、常勤的非常勤職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 「8 障害特別給付金申請金額」の欄には、「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額 ((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。
- 「平均給与額算定書 (2 号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X 線写真その他の資料を添付すること。
- 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿次郎 昭和35 年2 月1 日生	補償の種類	障害補償一時金
-------------------	-----------------------	-------	---------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	28 年4 月1 日から 28 年4 月30日まで	28 年5 月1 日から 28 年5 月31日まで	28 年6 月1 日から 28 年6 月30日まで	計	備 考	
総 日 数	30 日	31 日	30 日	91 日	行(－)3－77	
勤務した日数	22 日	23 日	22 日	67 日		
控 除 日 数	日	日	日	日		
給	給 料	378,400 円	378,400 円	378,400 円		1,135,200 円
	扶養手当	13,500 円	13,500 円	13,500 円		40,500 円
	地域手当	70,542 円	70,542 円	70,542 円		211,626 円
	住居手当	円	円	円		0 円
	通勤手当	6,000 円	6,000 円	6,000 円		18,000 円
	時間外勤務手当	10,000 円	15,000 円	10,000 円		35,000 円
	宿日直手当	円	円	円		円
与		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円	円	
	計	478,442 円	483,442 円	478,442 円	1,440,326 円	
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円×5÷365＝ 円 銭 (ロ)			
(給与総額) (総日数) 1,440,326 円÷ 91 = 15,827 円 75 銭 (イ)			(イ) + (ロ) = 15,827 円 75 銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 〔日、時間又は出来高払制によ〕 (勤務した日数) 〔って定められた給与の総額〕 35,000 円÷ 67 × $\frac{60}{100}$ = 313 円 43 銭 (ハ) (その他の給与の総額) (総日数) 1,405,326 円÷ 91 = 15,443 円 14 銭 (ニ) (ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,756 円 57 銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) 〔 $\frac{\times 5}{365}$ + 〕 ÷ × － = 円 銭 (ホ) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ) (ホ) + (ヘ) = 円 銭 (下) (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (下) 〔 $\frac{\times 5}{365}$ × 〕 + － 円 銭 = 円 銭 (総日数) (控除日数) 日－ 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算) 〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く) 円÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ) (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ) 〔 $\frac{\times 5}{365}$ × 〕 + － 円 銭 = 円 銭 (リ) (総日数) (控除日数) 日－ 日 (チ) + (リ) = 円 銭						

〔注意事項〕別紙参照。

負傷又は疾病が治った日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円 ÷ = 円 銭		
①災害発生日(平成 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給	②補償事由発生日(平成 28 年 12 月 16 日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 77 号給	
給 料 円	給 料 378,400 円	
扶 養 手 当 円	扶 養 手 当 13,500 円	
地 域 手 当 円	地 域 手 当 70,542 円	
特勤手当又はへき地勤手当 円	特勤手当又はへき地勤手当 円	
計 円	計 462,442 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 462,442 円 ÷ 30 = 15,414 円 73 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)		
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ル)		
(ル) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)	
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ワ)	
	(ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
	(J) (H)(I)以外の金額 円 銭	
(K) 規則第3条第7項による金額 3,950 円		
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		
最高限度額 円	最低限度額 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 ☐ 有 ☐ 無
2 平均給与額 15,828 円 (A) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 〇 月 〇 日		
所属部局の { 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 所 属 長		
公印		